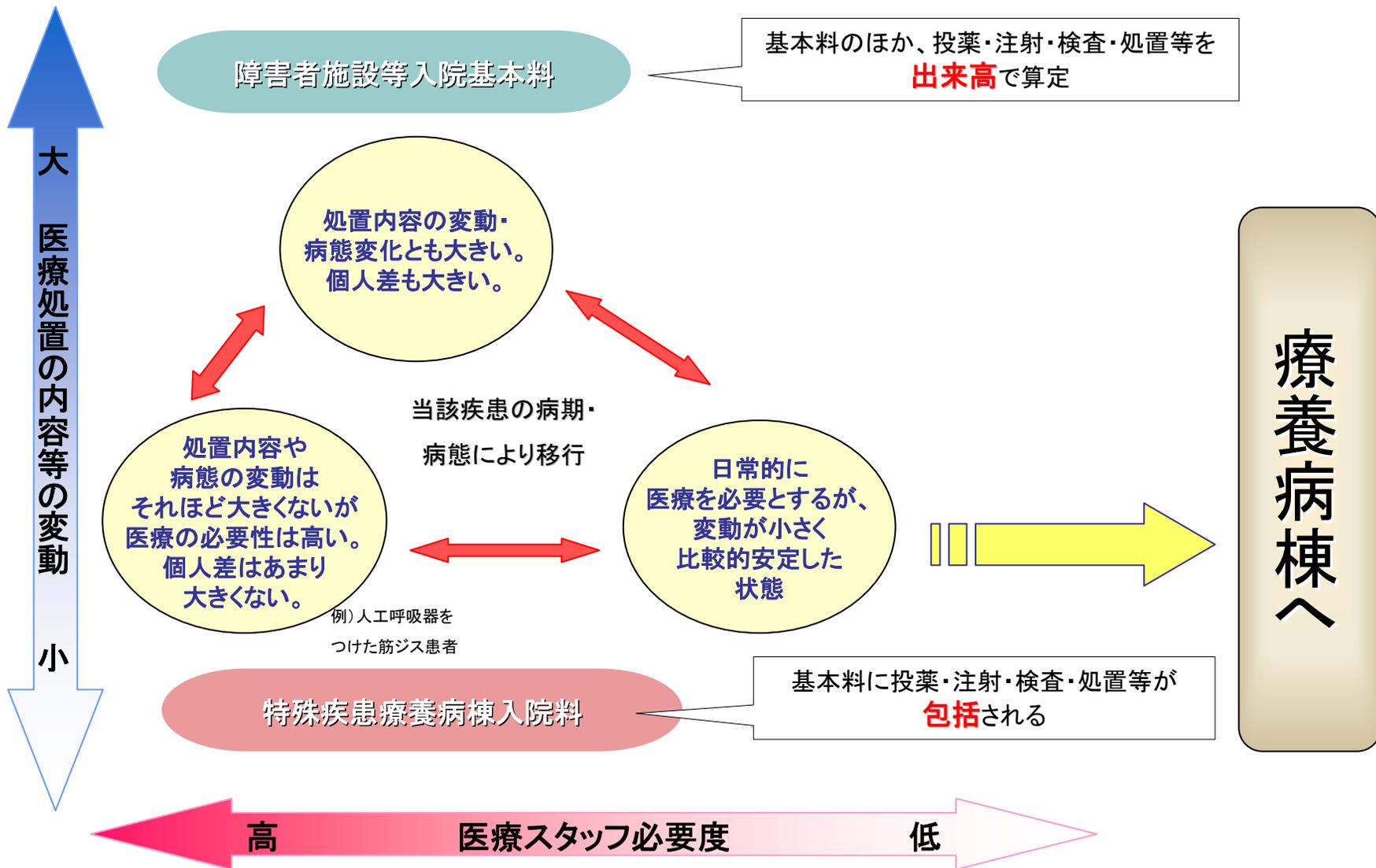


これまでの宿題事項について

—入院医療の評価のあり方について②—

(参考資料)

障害者施設等・特殊疾患療養病棟等の位置づけ



特殊疾患療養病棟入院料等 現行の仕組み

特徴

処置内容や病態の変動はそれほど大きくないが
医療の必要性は高い。



包括算定

特殊疾患療養病棟入院料

<入院料1> 1,943点
脊随損傷等の重度障害者、
重度の意識障害者、筋ジストロフィー
患者又は神経難病患者

が概ね8割以上入院している
一般病床であって、病棟単位で行うもの

<入院料2> 1,570点
重度の肢体不自由児(者)等の
重度の障害者で、
入院料1の条件にあてはまらない者

が概ね8割以上入院している
一般病床又は精神病床であって
病棟単位で行うもの

特殊疾患入院医療管理料

1,943点
重度の障害者(意識障害者含む)
筋ジストロフィー患者、
難病患者等

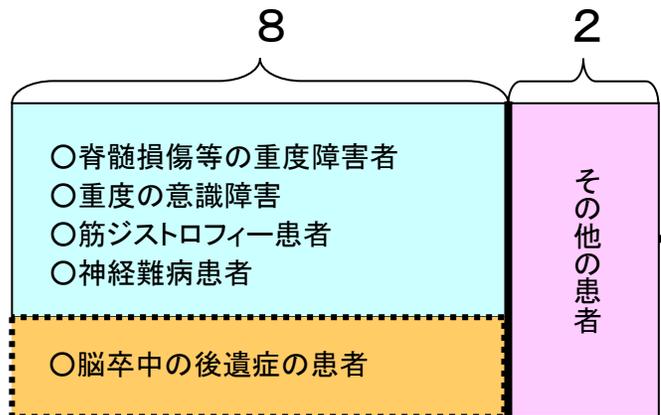
主として長期にわたる療養の必要な患者が
入院する病室単位で算定

対象外患者の取扱

対象外の患者であっても特殊疾患療養病棟入院料(または特殊疾患入院管理料)を算定できる

特殊疾患療養病棟入院料1の見直し

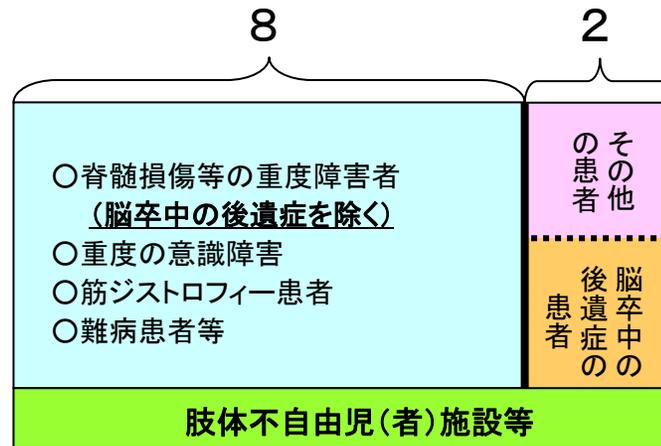
< 現 行 >



※一般病床において算定可

<平成20年4月～>

特殊疾患療養病棟(名称は変更)を算定する場合



※一般病床において算定可

経過措置等

- ・算定要件の見直しについて、〇ヶ月の猶予をもって施行
- ・対象外となった患者に対し、退院調整料を設定

療養病床に転換する場合

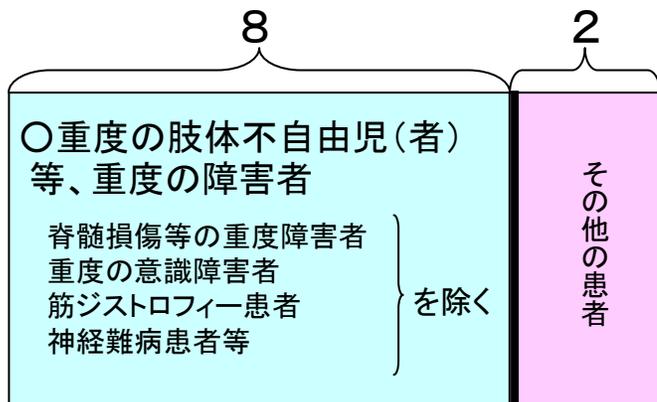
経過措置等

- ・療養病床に転換した病棟において、〇年〇月時点で入院していた対象患者については、平成22年3月末まで医療区分3とみなす等
- ・平成24年3月末までの措置は別途設定
- ・退院調整料を新たに設定

* 従来の経過措置は、手厚い配置をしている施設のみ継続

特殊疾患療養病棟入院料2の見直し

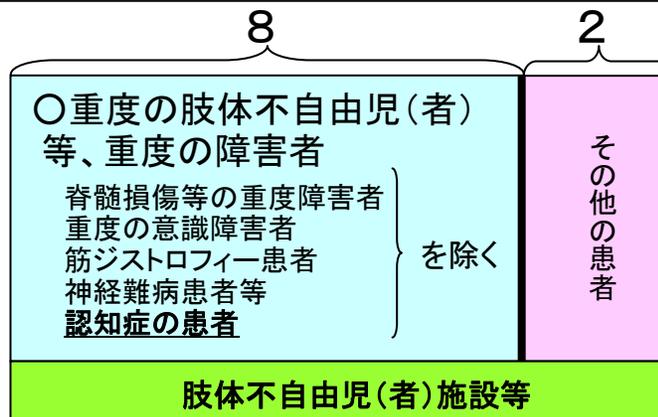
< 現 行 >



※一般・精神病床において算定可

< 平成20年4月～ >

特殊疾患療養病棟(名称は変更)を算定する場合



※一般・精神病床において算定可

経過措置等

- ・算定要件の見直しについて、〇ヶ月の猶予をもって施行
- ・対象外となった患者に対し、退院調整料を設定

精神病床のその他の病棟に転換する場合

経過措置等

- ・老人性認知症疾患治療病棟等への転換を支援

療養病床に転換する場合

経過措置等

- ・療養病床に転換した病棟において、〇年〇月時点で入院していた対象患者については、平成22年3月末まで医療区分2とみなす等
- ・平成24年3月末までの措置は別途設定
- ・退院調整料を新たに設定

* 従来の経過措置は、手厚い配置をしている施設のみ継続

障害者施設等入院基本料 現行の仕組み

入院基本料

1日につき

- ①10対1入院基本料 1,269点
- ②13対1入院基本料 1,092点
- ③15対1入院基本料 954点

特徴

個別の病態変動が大きく、その変動に対し高額な薬剤や、高度な処置が必要となるような患者が対象



投薬・注射・処置等が**出来高算定**
(一般病棟と同様)

対象外患者の取扱

90日を超えて入院している患者であって、悪性新生物に対する治療を実施している患者等については、上記要件から外れた患者であっても障害者施設等入院基本料を算定できる。

対象となる施設

児童福祉法が規定する

- ・肢体不自由児施設
- ・重症心身障害児施設
- ・国立高度専門医療センター
- ・国立病院機構の設置する医療機関

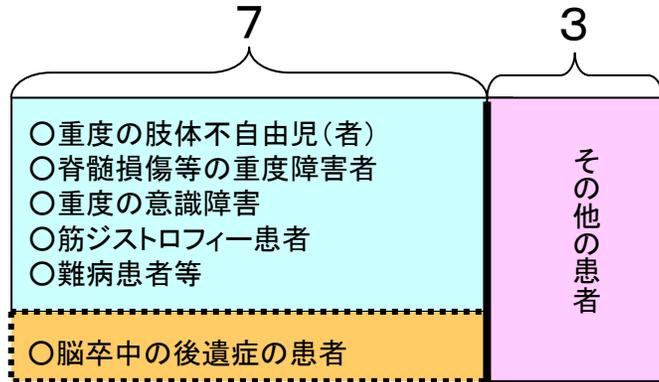
上記施設以外における要件

- 重度の肢体不自由児(者)
- 脊髄損傷等の重度障害者
- 重度の意識障害者
- 筋ジストロフィー患者
- 難病患者等

これらの患者が概ね7割以上入院しており10対1以上の看護配置である病棟

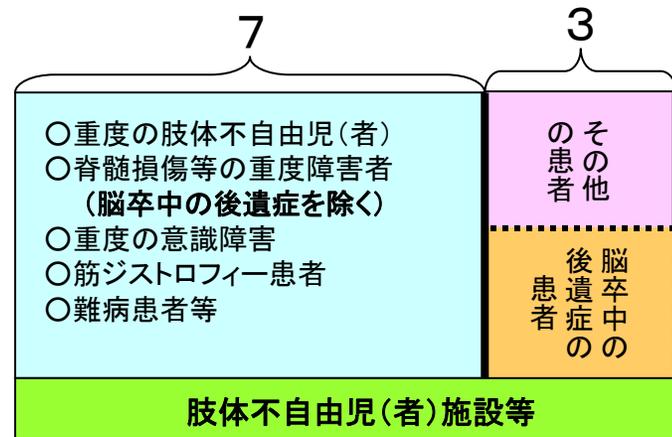
障害者施設等入院基本料の見直し

< 現 行 >



<平成20年4月～>

障害者施設等入院基本料を算定する場合



経過措置等

- ・算定要件の見直しについて、〇ヶ月の猶予をもって施行
- ・対象外となった患者に対し、退院調整料を設定

療養病床に転換する場合

経過措置等

- ・療養病床に転換した病棟において、〇年〇月時点で入院していた対象患者については、
- ・平成22年3月末まで 医療区分2 とみなす等
- ・平成24年3月末までの措置は別途設定・退院調整料を新たに設定

医療療養病床等の年次推移

平成17年7～12月頃



平成18年7月頃



2万床増



1万床減



1万床減



平成19年5月頃

